

北空知衛生センター組合事務局設置条例施行規則

平成31年3月11日

組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、北空知衛生センター組合事務局設置条例（平成30年北空知衛生センター組合条例第1号）第2条の規定に基づき、北空知衛生センター組合事務局（以下「事務局」という。）の分掌する事務その他事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の設置)

第2条 事務局に事務局長を置き、ほかに必要な職員を置く。ただし、必要があると認めるときは、事務局次長、所長、主幹、副主幹、係長及び主査を置くことができる。

(職務)

第3条 事務局長は、組合長の命を受けて、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長及び所長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 主幹、副主幹、係長及び主査は、上司の命を受けて、その所管し、又は分担する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 職員（前3項に掲げる者を除く。）は、上司の命を受けて、事務局の事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書事務に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 規約、条例、規則の制定及び改廃の調整並びに公布に関すること。
- (4) 組合議会に関すること。
- (5) 公平委員会に関すること。
- (6) 組合会計予算、決算に関すること。
- (7) 支出負担行為の審査及び支出命令に関すること。
- (8) 職員の身分、勤務条件、給与等その他人事に関すること。
- (9) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務に関すること。
- (10) し尿及び浄化槽汚泥の処分業務に関すること。
- (11) し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴う手数料の徴収及び調定に関すること。
- (12) 一般廃棄物（可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ及び資源ごみをいう。以下同じ。）の処理計画及び調整に関すること。
- (13) 一般廃棄物の処理業務に関すること。
- (14) 一般廃棄物の処理に伴う手数料の徴収及び調定に関すること。
- (15) 火葬場の運営に関すること。
- (16) 火葬場使用許可に関すること。
- (17) 組合施設の維持管理及び建設（増改築を含む。）工事に関すること。
- (18) 組合施設周辺地域団体に関すること。
- (19) 公用車の管理に関すること。

(施行細目)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。